

令和7年

第8回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年7月7日

前橋市農業委員会

## 令和7年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年7月7日 午後1時58分
- ・閉会日時 令和7年7月7日 午後2時51分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

### ・出席委員（24人）

|            |            |            |           |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1番 石村 利夫   | 2番 澁澤 聖一   | 3番 小堀 清    | 4番 星野 和幸  |
| 5番 松島 敏男   | 6番 伊能 良雄   | 7番 関 けい子   | 8番 横室 辰雄  |
| 9番 坂本 忠    | 10番 井田 健   | 11番 平野 豊一  | 12番 須賀 民雄 |
| 13番 阿久津 昌枝 | 14番 松田 智之  | 15番 茂木 啓二  | 16番 栗原 博  |
| 17番 奥野 芳男  | 18番 伊藤 晴夫  | 19番 山口 かず子 | 20番 狩野 富一 |
| 21番 小林 要   | 22番 石井 真帆美 | 23番 町田 祐介  | 24番 猪岡 正一 |

### ・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史  
副主幹 根岸 広和 副主幹 望月 優至 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也  
主事 山崎 佑香 主事 濱上 裕香 嘱託員 福島 美咲

### ・付議事件

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第36号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）  
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第39号 競売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）

### ・協議事項

（1）令和8年度農林関係税制改正に関する要望

### ・報告事項

（1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について  
（2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について  
（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について  
（4）現況証明交付状況について  
（5）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長

それでは、これより令和7年第8回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長  
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、ありませんでした。従いまして在任委員24名中24名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第8回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。18番 伊藤 晴夫委員、19番 山口 かず子委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から25番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

21番委員

25番についてですが、賃借料が10万円なのですが、少し高いような気がします。

田部井副主幹

代理人にも確認いたしました。この金額で間違いなさそうです。金額の理由については言及していません。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号16番を保留とし、整理番号1番から15番、17番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、16番を保留とし、整理番号1番から15番、17番から25番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第36号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第36号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番から3番を承認とすることに決定します。

議 長

次に、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説明)

議 長

整理番号7番については、現地・面接調査を、8番については現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

ご報告いたします。整理番号4条の7番、営農型太陽光発電施設、令和3年に許可を受け、一

(23 番委員)

時転用期間3年を迎える令和6年の更新時に単収要件が達成されなかったため、1年間の一時転用としていた事案の更新手続きです。先月書類不備により保留になった案件です。現地・面接調査案内図は、1 ページから19 ページです。申請地は、前橋市大室公園から北東約800mに位置する、農用地区域内の農地です。現地案内図は3 ページをご覧ください。面接には、申請代理人が来られました。先月の面接調査では、下部農地の営農計画が定まっていませんでしたが、今後も柿の栽培を継続したい。単収8割を確保できるように努力したいとのことでした。下部の農地の作付けの状況ですが、先月の面接調査後に地元の農業委員の助言を受け、現状で入手可能なだけの柿の苗を購入し、申請地に作付けを行いました。現在、申請地には、60本ほどの柿が植えられています。ただし、下部農地の面積に対し、適正な本数は130本ほどとのことで、不足分は、11月～2月までにJAから購入し定植することです。今後、追加分の苗を発注するが、定植できる時期までの間は、土づくりや防草シートに定植用のスペースを設けるなど、作付けに向けた具体的な計画が示されました。なお、防草シートに定植用のスペースを設ける（穴を開ける）際には、十分な水やりや追肥が行えるなど、農作業に必要なだけの面積を十分に確保することです。

営農計画、収支計画も具体的に示され、整合性も図れており、書類も整いました。現状では太陽光発電施設下部の農地の営農状況は十分とは言えないが、代理人がしっかり面接に対応され、今後の営農計画が具体的に示されたこと、草刈りなどの圃場管理や、苗の増殖がされ営農状況が改善されたことから、調査班としては、一時転用の期間、1年の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件とし、条件付きとはなりますが許可相当と判断したいと考えます。

なお、調査班としては、営農状況の改善がより確実となるよう、定植の時期である来年2月を期限として定めた文書指導を行いたいと考えます。文書指導、それでも改善がみられなければ、文書勧告・経済産業局に通報することによる売電停止という流れになります。文書指導の時期内容については、事務局に対応をお願いしたいと思います。

山崎主事

事務局より補足で説明いたします。先ほど班長さんにお話し頂いた通り、定植時期である来年2月を期限として定めた文書指導を行いたいと考えます。発送の時期については、群馬県および県内他市町村の事例などを調査しつつ、内容を精査し、文書発送前には、特別調査班による現地調査・総会での協議をお願いできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、本申請人の営農型太陽光発電施設で営農状況が十分といえない案件についても、本案件と同時に文書指導を行いたいと考えておりますので、それらを踏まえ、ご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

調査班長

(23 番委員)

次に整理番号4条の8番、営農型太陽光発電施設の一時転用期間3年経過後の3年間の更新手続きです。現地・面接調査案内図は20ページから41ページです。申請地は、市立桃瀬小学校から東約370mに位置する、農振農用地区域内の農地です。現地航空写真は40ページをご覧ください。申請地には、主にフキが作付けされており、その他、ジャガイモの収穫もされ、下部農地が営農計画どおりに利用されていることが確認できました。調査班としては、農地全体に作付けを行っており、管理も十分にされていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号7番については、文書指導を条件とし、整理番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号7番については、文書指導を条件とし、整理番号1番から9番を許可とすることに決定いたします。なお、整理番号7番の文書指導を行う際には、総会にて、協議することになりますので、ご承知おきください。

次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から20番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から20番を許可とすることに決定いたします。

議長

なお、営農型太陽光発電施設の下部農地の面積が3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議長

次に、議案第39号 競売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第39号 競売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号1番から2番を適格とすることに決定いたします。

議長

なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

議長

次に協議事項(1)令和8年度 農林関係税制改正に関する要望について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

根岸副主幹

◇(説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和8年度 農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり要望することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(1)令和8年度 農林関係税制改正に関する要望については、原案のとおり要望することに決定いたします。

議長

次に、25ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況          | 4件  |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況          | 7件  |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 11件 |
| (4) 現況証明交付状況について           | 1件  |

議長

また、報告事項(5)は、第7回総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。